

2022年10月20日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市役所労働組合
執行委員長 井脇 和枝

年末一時金要求について、下記の通り申し入れます。

記

1. 年末一時金の支給について

- (1) 支給額：基準月収の3.0月+100,000円
- (2) 支給日：2022年12月9日

ただし、次のことを踏まえた内容とすること。

- ①職務段階別加算についてはこれを撤廃することとし一律に増額をはかること。あわせて、格差解消にむけて具体的措置を講ずること。
- ②勤勉手当への人事評価による成績率の反映や「実勤務・欠勤日数の区分に応じた割合」については廃止すること。
- ③再任用職員、非正規職員についても本務職員と同様に措置すること。

2. 大阪市人事委員会の勧告を尊重し、会計年度任用職員の期末手当を引き上げること。

この問題は市労組連の共同交渉によって解決をはかりたいので、回答は市労組連にされたい。

以上